

研究上の不正行為等の防止に関する基本方針

当法人は、公的研究費等の不正使用を含めた研究上の不正行為等を防止することを最も重要な課題の一つと位置づけ、以下の取組みを推進する。

1. 責任体制の明確化

- (1) 法人全体を統括し、研究費の運営・管理を含む研究上の不正行為等の最終責任を負う者（最高管理責任者）として、理事長を充てる。
- (2) 最高管理責任者を補佐し、研究費の運営・管理を含む研究上の不正行為等に関する諸施策を策定、実施する責任者（統括管理責任者）として、事務局長を充てる。
- (3) 最高管理責任者を補佐し、本法人の公正な研究活動の推進並びにコンプライアンス教育および研究倫理教育を行う責任者（コンプライアンス推進責任者）として、研究所長を充てる。

2. 適切な運営・管理の基盤となる環境の整備

当法人は、以下の規範・規程を含む関係規則の整備、体系化を行い法人内に周知を図る他、研究体制と環境の構築、整備を行なう。

- (1) 学術研究に係る行動規範
- (2) コンプライアンス規程
- (3) 研究上の不正行為防止規程

3. 不正行為防止計画の策定とコンプライアンス教育および研究倫理教育の実施

当法人は、定期的に不正を発生させうる要因を把握し不正行為防止計画を定めるとともに、定期的に全所員へコンプライアンス教育および研究倫理教育を実施する。

4. 適切なモニタリング活動と対応措置

当法人は、適切にモニタリング活動等を行い、その結果、規範・規程に反する行為があった場合、適切な調査、関係機関への報告、人事上の措置等を講ずる。

5. 情報発信

当法人は、研究上の不正行為の防止に関し、公正かつ透明性の高い法人運営を行う。この取組みの一環として以下の情報をホームページ上に公開する。

- (1) 学術研究に係る行動規範
- (2) 研究上の不正行為等の防止に関する基本方針
- (3) 研究上の不正行為等に関する法人内外からの相談・告発等の窓口

以上